

新型コロナウイルス感染症感染防止のための

第70回宮城県高等学校総合体育大会運営指針

宮城県高等学校体育連盟

各競技専門部において、大会を開催する際には、以下の事項に留意すること。

1 大会参加者に対する体調等の確認

各専門部は、以下の事項について参加者に提出を求め、30日間保管すること。

- (1) 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する。
- (2) 大会当日の体温
- (3) 大会前2週間における以下の事項の有無（該当項目がある場合には、裏面を確認のこと）。
 - ①平熱を超える発熱
 - ②咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - ③だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - ④嗅覚や味覚の異常
 - ⑤体が重く感じる、疲れやすい等
 - ⑥新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触
 - ⑦同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる
 - ⑧過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触

2 大会時における参加者（選手、監督、役員）が遵守すべき事項

- (1) 競技を行っていない場面や会話をする際にはマスクを着用すること。
- (2) こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- (3) 他の参加者や大会関係者等との距離を確保すること。
- (4) 大きな声で会話、応援等をしないこと。
- (5) 屋内競技においては、会場内の換気を十分行うこと。また、屋外競技においても更衣室等の換気を十分行うこと。

3 観客の来場及び応援について

全競技、無観客での開催とする。

なお、学校毎に計画する文化部生徒等、全校生徒による応援は禁止とする。

4 宿泊について

遠方からの参加のため宿泊が必要な場合は、生徒の健康状態や保護者の考えを確認した上で、当該校長が判断する。

5 大会参加の判断基準について

大会への参加の判断は概ね以下の基準とする。ただし、中央競技団体及び全国高体連競技専門部等による基準がある場合は、そちらを優先する。

(1) 学校休業によるもの

	状 況	判 断
1	学校関係者の感染が確認され、学校の全部または一部（キャンパス、学年、学級）が臨時休業になった場合。	・陽性者、濃厚接触者、検査対象者は、保健所または医療機関からの許可があるまで、大会に参加できない。 ・上記以外の当該校の関係者についても、原則として休業期間中は大会に参加できない。ただし、感染の可能性がない、または検査結果が陰性であり、行動制限を伴わない場合は、専門家の意見を聞きながら十分に審議（所属長・県教委・県高体連）し、出場の可否を判断する。

(2) 個人の状況によるもの

	状 況	判 断
1	新型コロナウイルスの陽性者になった場合。	・当該生徒等は、入院やホテル療養、自宅待機等の行動制限を課されている期間、大会に参加できない。 ・所属校や所属チーム内で感染の拡大が疑われる場合、所属校または所属チームは大会に参加できない。
2	新型コロナウイルスの濃厚接触者になった場合。	・当該生徒等は、入院やホテル療養、自宅待機等の行動制限を課されている期間、大会に参加できない。
3	新型コロナウイルスの検査対象者になった場合。	・当該生徒等は、検査結果が判明するまで、大会に参加できない。 ただし、検査結果が陰性であり、行動制限を伴わない場合は、大会に参加できる。
4	同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。	・当該生徒等は、検査結果または医療機関による診断結果が判明するまで、大会に参加できない。 ただし、検査結果が陰性であり、行動制限を伴わない場合、または医療機関からの許可があった場合大会に参加できる。
5	大会2週間前から当日までの間に、発熱や風邪症状、味覚異常等がみられた場合。	
6	大会2週間前から当日までの間に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。	

6 大会中止の判断について

県内で再び感染が拡大するなど、全競技を一齐に中止する等の判断が必要な場合については、県事務局と県教育委員会で協議し、決定する。

また、競技毎の中止の判断については、各競技専門部と県事務局で協議し、決定する。

なお、大会を中止した際に、全国大会やブロック大会への県代表選出が必要な場合については、別途協議する。

7 その他

各支部における総合体育大会及び予選会についても、本運営指針に準じること。